

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

規 則	ページ
秋田県行政組織規則の一部を改正する規則(五五・総務課)……………	1
母子家庭及び寡婦家庭住宅整備資金の貸付利率を定める規則の一部を改正する規則(五六・子育て支援課)……………	1
訓 令	
秋田県事務決裁規程の一部を改正する訓令(一八・人事課)……………	1

規 則

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十五年六月二十七日

秋田県規則第五十五号

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則

秋田県行政組織規則(昭和五十六年秋田県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二百四十五条第三項の表第七号中「課(地方機関の課を除く。)」を「課(地方機関の課を除く。)(産業経済政策課マーケティング室)」に改め、同表第十号中「企業支援センター」を「企業支援センター」に改め、「受けて、」の下に「製品の販売対策又は」を加える。

秋田県知事 寺田典城

附 則

この規則中第二百四十五条第三項の表第七号の改正規定は平成十五年七月一日から、同表第十号の改正規定は同年八月一日から施行する。

母子家庭及び寡婦家庭住宅整備資金の貸付利率を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十五年六月二十七日

秋田県知事 寺田典城

秋田県規則第五十六号

母子家庭及び寡婦家庭住宅整備資金の貸付利率を定める規則の一部を改正する規則

第十六号)の一部を次のように改正する。
「年〇・八パーセント」を「年〇・五パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の母子家庭及び寡婦家庭住宅整備資金の貸付利率を定める規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸し付けられる資金について適用し、同日前に貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

訓 令

秋田県訓令第十八号

庁中一般
各地方機関

秋田県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成十五年六月二十七日

秋田県知事 寺田典城

秋田県事務決裁規程の一部を改正する訓令

秋田県事務決裁規程(昭和五十一年秋田県訓令第七号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項の表本庁の項第四号中「学術振興課長」の下に「、国際教養大学設置準備事務局長」を、「産業経済政策課長」の下に「、観光課長」を加え、同項中第十八号を第二十号とし、第十七号を第十九号とし、第十六号を第十八号とし、第十五号を第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

第十条第一項の表本庁の項中第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十七 観光課長	政策監	当該事務を所掌する班の班長		
	当該事務を所掌する班の班長			

十二 国際教養大学設置
準備事務局長

政策監	当該事務を所掌する班の班長			
当該事務を所掌する班の班長				

別表第一部長専決事項の欄第十七号中、「及び技術監理課」を、「技術監理課及び企画課」に改める。

別表第三第一号の表所長専決事項の欄第十号中、「及び」の次に、「企画課」を加える。

附 則

この訓令は、平成十五年七月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、同年八月一日から施行する。

発 行 者 秋 田 県

購 読 料 金 一 月 三 千 五 百 円

秋田市山王四丁目一番一号

印 刷 所

秋田県印刷株式会社
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 電話(086)8766000
 F A X (086)8766005
 E-mail:matsubara@matsubara-satsuu.co.jp

